

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

田原市長 山下 政 良

1 応募に付する事項

- (1) 件 名 2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務
- (2) 業務場所 神奈川県横浜市瀬谷区地内外（2027年国際園芸博覧会大催事場）
- (3) 契約期間 令和8年6月下旬から令和9年3月31日まで
【一般参加催事開催】令和9年3月19日から3月28日までのうち原則5日間（原則設営1日、催事3日、撤去1日）

(4) 概 要

主な内容は次のとおりとし、詳細は「2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務仕様書」のとおりとする。

ア 花き展示、アート作品展示及び来場者参加型プログラムの企画

イ 来場者参加型ワークショップの開催

ウ MINAMI Flower Days の開催（1日間）

エ 演出・設備対応

オ 来場者向けフィンガーフード・ノベルティ等の企画・提案

カ 広報・記録

キ 機運醸成

ク 通訳対応

ケ ごみ収集・環境配慮対応

コ その他、市と協議し必要と認める業務

2 応募に必要な資格に関する事項

(1) 契約締結時において、次の条件を満たすこととする。

ア 団体であること（法人格の有無は問わない。）

イ 団体又は団体の代表者が、応募書類の提出時までに関税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

ウ 契約期間中、2027年国際園芸博覧会一般参加催事を円滑かつ効果的に開催できる能力を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく本市の入札制限を受けていないこと。

(3) 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 別紙仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

3 企画提案の実施方法等

「2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務公募型プロポーザル実施要領」、「2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務仕様書」及び「2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務公募型プロポーザル評価基準」(以下「募集要領等」という。)のとおりとする。

4 募集要領等交付期間、交付方法

(1) 交付期間

令和8年4月3日(金)から令和8年5月1日(金)午後4時30分まで

(2) 交付方法

募集要領等の交付は、田原市公式ホームページにおいて行うものとする。

5 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年5月1日(金)午後4時30分まで

(2) 提出方法

田原市農林水産部農政課へ持参又は郵送するものとする。持参の場合は、時間調整のため、来庁日前日までに電話連絡をするものとし、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、発送の前に電話連絡すること。

(3) 提案上限額 総額金20,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

6 優先交渉権者の選定方法

「2027年国際園芸博覧会一般参加催事開催業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7 特に定めた事項

5割程度を前払金として請求できることとする。

8 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 問合せ先

農林水産部農政課 電話0531-23-3517